

## 「森林の資源化とその“多様性”について」

### ～屋久町：中間集落の事例から～

平野悠一郎

はじめに。

人間活動の森林へのアプローチは、人間の森林に対する「価値づけ」に支えられて行われる。この価値づけは、森林を商品経済の対象としてみなす商品的な価値から、水源涵養・土砂流出防止といった公益維持的な価値、多様な森林生態系に対する知的探究心に基づく学術的な価値、信仰・アイデンティティーの対象といった精神的な価値に至るまで、多様な価値に基づいて行われる。そして、それぞれの価値を共有するアクターが、それぞれ異なる形で森林利用、環境改変を行うことになる。本報告では、この多様な価値付け→アプローチへのプロセスを「森林の資源化」と呼び、屋久島の西南に位置する中間集落（地図1）において、その空間的・時系列的な展開を追っていく。

#### 1. 中間集落の概要と4つの森林利用区分

屋久町：中間集落は、海岸線から中間川の両岸にかけて展開する125世帯、200人程度の小集落である。屋久島の集落は、海岸沿いの要地に一定の距離を置いて点在している。各集落は、港・耕地・薪炭供用林を有し、海岸線から島の中心部に向かう線上に位置する前岳の高峰を、それぞれの信仰の対象とし、そこまでの森林と主に関わる傾向にあった。中間集落の場合、七五岳がそれにあたる。すなわち、七五岳から中間川を中心に海岸に向けて広がる稜線に挟まれた「パイ状」の地域（写真1）が、中間集落との関わりの深い森林地帯となってきた。

文献・聞き取りによると、近代以前から住民の生活の重点は海にあり、1950年代半ばまではトビウオ・カツオを中心とした漁が盛んであった。農業に関しては、平坦な耕地が少ない地勢のため、1960年代まで唐芋・砂糖作りが限定的に行われた程度であり、その後、集落近辺の傾斜地においてポンカン・タンカン栽培が広まった。

元来、集落住民にとって、山・森林は、漁業・農業を補完する程度の生活的価値、また、七五岳（山の神）信仰という精神的価値の対象であったようだ。ところが、明治期に入り、地租改正・国有林下戻訴訟を経て、屋久島における近代的土地所有区分が確定するに至る（1868~1921年）と、この価値づけと資源化の構図は大きく変化する。

以下では、その変化を、上記「パイ状」の地域において生じた、4つの森林利用区分から考察してみる（地図2）。

##### ① 七五岳国有林地

主に標高800~1400mの屋久杉針広混交林地帯で、地租改正→国有林下戻行政訴訟の結果、国有林地となり、その後、一貫して国有林の直接管理下に置かれる。戦前～戦後にかけて、モチ・屋久杉成木の生産が行われ、戦後から、寒ラン（観賞用）、土埋木（工芸用）、カヤ（碁盤用）といった嗜好品の生産も加わる。1950年代後半から1960年代にかけて、国有林直営（業者委託・集落住民雇用）による皆伐→パルプ・チップ・木炭生産→スギ造林が部分的に行われる。しかし近年、材質・エネルギー転換、外材の導入、自然保護運動などを受けて、これらの商品的な利用は殆どなされていない。一部は森林生態系保護地域に指

定され、国土保全の観点から保安林指定地区も増えつつある。

すなわち、国有林化という所有区分の確立を契機として、国有林行政というアクターを中心とした商品的価値に基づく利用、公益的価値に基づく保護が行われてきた地域である。

## ② “とこなみ”上（写真2）

「とこなみ」というのは、集落内での呼び名であり、由来は不明である。とこなみ上は、地租改正で国有林地とされたが、下戻訴訟・屋久島憲法制定に伴い中間集落の委託林（後の共用林）の対象となった地区（旧国有林36・41林班）の内、「地区内を循環する林道より奥の部分」を主に指す。カシ・シイなどを中心とした常緑広葉樹林帯だが、標高が増すにつれて屋久杉も分布する。

特徴としては、委託林として設定された地区とはいえ、元来、それほど集落住民の生活に密着してこなかったことが挙げられる。昭和期の戦前～戦時中に入ってから、軍需物資としての木炭、枕木（カシ・シイ）、樟脳（クス）の増産が政府によって奨励されたことにより、住民による本格的な利用が開始された、という印象である。他に、平木（屋久杉成木）、角材（タブ）、松脂などの生産・採取も行われていた。

戦後、1954年に国有林行政と下屋久村（現：屋久町）が協定を結び、国有林36林班が村（町）有地となる。直後、村は十条製紙に林班内の立木を売却し、十条製紙・屋久島森林開発株式会社等による大規模な広葉樹伐採→パルプ・チップ生産が行われる。その跡地は、村（町）有地のまま残され、一部にスギ造林が行われている。

## ③ “とこなみ”下（写真3）

同じく中間集落の旧委託林地の内、「地区内を循環する林道よりも集落寄りの部分」と、地租改正の際に集落共有地、私有地として残された森林を含む。②とこなみ上とは対照的に、時期を通じて集落住民の森林利用が活発であった地区であり、実際にはここまでが旧来の集落の生活圏に相当するのではないかと考えられる。この地区の国有林地・集落共有地では、明治期当初から下駄木、自家用材、薪炭などの払い下げ利用が行われており、私有地では住民によるスギやマツの造林も小規模だが行われていた。昭和・大正期に入ると国有林地・集落共有地の多くが個人に払い下げられ、また委託林の設定に伴い、木炭・シイタケ・樟脳・下駄木・自家用材・薪の採取、スギ・ヒノキの造林といった多様な利用が行われていた。

1954年には、②の地区と同様、大半の土地において十条製紙などによる広葉樹伐採→パルプ・チップ生産が行われた。しかし、伐採後、多くの土地は集落住民の希望によって私有地として払い下げ・所有され、個人によるスギ造林、茶畑、タンカン・ポンカン作りなどが行われるようになった。

## ④ 集落・海岸周辺、開拓地

明治以降、共有地・私有地として利用されてきた。当初は、生活的価値に基づく薪採取が主だったが、後に、海岸付近に分布する樹種を反映した下駄木（フク・バカ木）、エキス（ヘゴハチ）、竹材生産という、商品的価値に基づく利用形態に移行する。また、集落住民による農地開発（戦時中）、平内との境の城下地区における開拓団進入（戦後）、牧場経営の展開（近年）などによる林地改変も頻繁に行われてきた。

## 2. 森林利用区分に反映される森林の資源化の多様性

この4つの森林利用区分において、森林に対するアプローチは、異なる価値づけに基づく多様な形態をとって推移してきた評価できる。

まず、①七五岳国有林地と、②とこなみ上・③とこなみ下、④集落・海岸周辺地区は、明治期において、近代的所有制度の上からの包摂と、集落住民の森林に対して抱いてきた生活的価値などが対立した結果、その境界が明確化されたという起源を持つ。②とこなみ上と、③とこなみ下は、集落住民の感じる生活的価値の度合いという点から、区別されてきたといえよう。

しかし、時期を経るごとに、このゾーンに基づいて森林の資源化を把握するのは、次第に難しくなってくる。

その第一の理由は、「価値づけ」・「アクター」の多様化である。特に明治期の終わりから、外部との繋がりが増すにつれて、主に商品的な価値づけを通じて、この地域の森林と関わるアクターが増加した。国有林行政（屋久杉）をはじめ、島外業者（木炭・枕木…）、移民（樟脳・松脂・エキス…）といった新たなアクターが、パイ状地域における森林利用に加わっていく。また、町村行政、新島民といったアクターも、公益的価値、精神的価値に基づく森林の保全に向けて、影響力を行使するようになっている。

そして、外部からの価値づけ・アクターの多様化に伴い、集落住民自体が、森林との関わりにおいて内部分離を起こしていく。戦前から戦時中にかけては、多くの住民が、異なる島外業者や移民と結びついて、異なる形で森林の商品的利用を進めていった。また、1970年代には、国有林行政と結びついて屋久杉・広葉樹伐採を支持する住民と、自然保護運動と結びついて伐採停止を求める住民が存在した。すなわち、現状では、森林に対する価値づけを基準にした場合、「集落住民」や「行政」といった枠でアクターを想定するのが難しくなっている。それにつれて、元々この両者の利害を想定して行われたゾーニングも、意味を薄れされることになった。

第二の理由は、多様化するアクターによって、価値づけられる「資源の形」が多様化していることである。例えば、集落住民のための委託林設定や、戦後の大規模伐採においては、明らかに前岳：常緑広葉樹林帯という「ゾーン」・「空間」を対象とした森林利用が意識されている。これに対して、国有林直営による屋久杉・カヤなどの生産は、明らかに個別の「種」・「物質」の利用を対象としたものである。

また、「資源」として価値づける際の方向性にも違いが見られる。明治期頃までの住民の生活的価値に基づく薪炭採取、近年の自然保護運動の展開においては、従来の森林生態系を資源として「維持」していくというベクトルが働いているのに対し、1960年代を中心とした広葉樹伐採→スギ造林には、「改変」というベクトルが働いている。

今後は、これらの点を整理しながら、中間集落における森林の資源化と、その意味を把握していくことが課題として求められる。

### おわりに：生物多様性と人間による資源化の多様性

以上の中間集落における4つの森林利用区分は、森林における生態系・種の分布と無関係ではない。例えば、①七五岳国有林地は、屋久杉成木・土埋木、カヤといった商品的価値の高い種が存在したために、国有林行政によって一括管理されてきた地域、と捉えるこ

とも可能である。また、③とこなみ下の地区は、多様な生業が可能な広葉樹林帯が広がり、集落から近く比較的なだらかな地形という事情もあって、住民の日常生活に供される二次林として改変・利用がなされてきた。

しかし一方で、例えば、戦時中の木炭生産、及び1960年代を中心とした国有林直営・十條製紙による大規模伐採→スギ造林等は、①・②・③の地区を超えて展開されてきた。

すなわち、近代以降の中間集落における森林の資源化は、このパイ状の地域における生態系・種の分布と多様性を、時には「重視」し、時には「超越」する形で行われてきたように思われる。森林の資源化が、多様な価値づけ・アクターによる、多様な形での注目（ゾーン・個別種など）を内包してきたことが、その大きな理由であろう。これを言い換えると、歴史過程を通じて、「生物“多様性”と、人間による森林の資源化の“多様性”は、その意味・領域を同一にしない」という現状が生み出されてきたということになる。

では、この2つの異なる多様性を、現代に生きる我々はどう取り扱えばいいのだろうか。例えば、「生物多様性との繋がり深い社会は、かく乱・変動に対する安定性を増し、そうした危機を超えて生き延びる…」といった見方が可能なのだろうか。それとも、より地域限定的に、より多様かつ異なる形で、生物多様性の維持と、資源化の多様性の「折り合い」をつける道を見出さねばならないのだろうか。或いは、双方の多様性を普遍的に融合・内包させる、「メタ多様性」のようなものが概念的に構築されうるのだろうか。今後の取り組みを通じて、出来ればこうした点にまで考察を広げて見たいと考えている。